

国士館大学文学部 史学地理学科 考古・日本史学コース
所蔵史料について

史学地理学科教授 佐々博雄

私が、昭和四三（一九六八）年四月、国士館大学文学部国史学専攻に文学部三期生として入学してから五〇年が経過した。この間、国史学専攻は、文学部のなかで、考古・日本史学専攻、考古・日本史学コースと、名称を変更するとともに、カリキュラムの改正など、学部教育の充実に努めてきた。

一方、学部設立当初の国史学専攻においては、将来の大学院開設を予測して、専攻主任村田正志教授を中心に、黒田省三教授、黒板昌夫教授、藤木邦彦教授らにより研究史料の調査収集を進めており、昭和四二（一九六七）・四三（一九六八）年には、黒田教授を中心に長崎県対馬の古文書や文化財の調査を実施した。その報告・成果は、黒田省三・黒板昌夫・村田正志「対馬古文書等探訪調査報告」（『国士館大学人文学会紀要』一号）や黒田省三「『宗家判物 写管見』（『国士館大学創立五十年記念論文集』）、「中世対馬の知行形態と朝鮮貿易権」（『国士館大学人文学会紀要』三号）に掲載されている。なお、収集した古文書写真は、目録を田代和生氏（当時中央大学大学院生）に依頼、印刷製本し、写真史料は、東京大学史料編纂所において表紙をつけ製本した。一部は史料編纂所、一部は本学図書館に所蔵されたと仄聞している。

その後、昭和五一（一九七六）年からは、村田正志教授を中心として福島県須賀川市の相楽氏所蔵「相楽家結城

文書」(後に重要文化財指定)の調査を手始めに、全国に残っている南北朝期の原文書等の史料を中心に、写真撮影による調査収集を進めた。現在、本学一〇号館四階史料実習室に保管されている写真(アルバム)や、表紙がつけられた写真製本史料は、この時の調査によるものである。

これらの史料は、昭和五二(一九七七)年一〇月六日・七日・八日の三日間にわたり、「国史学研究室」主催で、巻物として表装された「相楽結城文書」(重要文化財)を中心に展示会を実施した。この「展示会目録」は、村田正志教授により作成されて当日参考用に少数配布された。この目録は、現在残されている史料の由来、解題にも役立つと思われるので、その原文のまま、抜粋して掲載するものである。(古文書番号の変更、及び私的史料目録部分は省略した。)

なお、「史料展示会」以後、史料編集され(写真製本)されたものは、次の通りである。

- 「武雄神社文書」(写真製本) 三冊 佐賀県武雄市武雄神社の古文書、重要文化財。
- 「忽那家文書」(写真製本) 二冊 愛媛県松山市吉木の個人所蔵文書、後醍醐天皇綸旨他、重要文化財。
- 「結城文書 榊原家旧蔵 写」(写真製本) 三冊。
- 「南朝三百番歌合」(写真製本) 一冊 佐賀県祐徳稲荷文庫所蔵。
- 「畠山家文書」一冊 (写真製本) 畠山義昭氏個人所蔵の古文書
- 「八幡宮指図並材木目録帳」二冊。
- 「将門記」一冊。
- 「上宮聖徳法王帝説」一冊

このほか、研究室に寄贈された備中国浅口郡新村「阿部家文書」(本学法学部職員才野基彰氏寄贈)他、購入

した近世地方文書原本を数千点所蔵しており、実習授業などに使用されている。以上。

【昭和五十二年開催展示会目録】

国史学研究室重要古文献展示会に当って

国史学主任教授 村田 正志

先年来福島県須賀川市に在住する白川結城氏の裔孫なる相楽家に伝存する古文書原本について調査研究をつづけてきたが、本年五月同家当主相楽定邦氏の好意により、右の古文書すべてを当研究室に借入するを得た。そこでその厚志に報いるためにもこれを成巻表装して去る八月これを返却した。それについては本学経理当局において特別に配慮せらるるところあり、成巻などの費用を助援された。依ってこの表装完成を記念して今度文学部三〇五教室において本文書を展示して本学教職員及び学生に公開披露し、その学問上の重要価値を認識してもらうことにした。またここ数年来当研究室においては、村田を中心に佐々助手、文学部職員（兼国史学研究室部員）阿部常三郎氏らの援助のもとに福島、長野、群馬、岐阜、三重、和歌山、京都、福井、山口、福岡、熊本の各県下における重要古文書類を採訪して撮影を行ってきたが、これには前記二氏のほかに時には戸田助手、大門写真担当事務員の協力をも得た。その焼付写真は漸次整理製本しつつあり、今やその数量はすでに数千通にのぼり、中には一般には容易に拝観しがたく、ましてこれを撮影することはほとんど不可能と考えられるものもあり、そこでこの際その一斑

を展示して慶を共にすることにした。なおまた村田は文学部創設以来国史学主任教授として微力をつくし研究室の充実をはかり、将来大学院開設の際にもまごつかぬようひそかに備えてきたのであったが、定年制の規定により、近くその身分に変動が予想されることになった。よって当研究室に備付け得た右の古文書写真のみならず、これに類する記録類の写真及び図書の主要なるものをも併せて展示することにした。また村田が今日まで私的に蒐集作成した古文献の原本や影写、写真、典籍などの若干及び自らの編著の主要なるものなどもこの機会に展示して、お笑い草にする次第である。

一、相楽家蔵結城文書（写真アルバム）

一冊

南北朝史上の重要文書。大部分は南朝の柱石北畠親房が延元三年から興国四年に至る間、常陸の小田、関両城に滞在中、白河なる結城親朝を説諭した書状や御教書で、その中七通余は親房の自筆文書であり、就中興国四年七月三日書状は自筆文書中でも特に重要であり、文中に獲麟の語があり、関城陥落に先立ち、親朝説得の最後を告げる悲痛をきわめた書状である。また文書中に足利尊氏文書が二通あり、その一通は彼の自筆書状である。しかして全文書三十通すべてが、きわめて小型の白紙に記されているのは、戦陣の間を敵の目を避けて携行する必要から出来た南北朝、特に苦戦を余儀なくされた南朝に多く見られる注目すべきものである。以上の文書のほかに附録として佐々介三郎宗淳書状一通があり、これによって右の結城文書が天和三年宗淳が徳川光圀の命によって調査され、光圀から相楽家に謝礼として羽織一領が贈与された事実が確認される。

本文書の記事ははやく結城文書写に収められ、その後証古文書、結城古文書纂、大日本史料、福島県史などにも

収録されているが、その原本の存在が確認され、その真実性が認識されたのは、実に去る昭和五十一年十一月本学職員阿部氏の案内により村田が調査したのが最初である。今度成巻表装の上、箱書も村田が記し、次の別記を添付しておいた。

相楽家蔵結城文書二巻表装成る、附するに佐々宗淳書状一卷を以てす、右結城文書の第一巻はもと順序不同に配列して成巻し、第二巻は未成巻のまま一括となれり、今次あらためて二巻に仕立て、共に年次に従ひて配列せり、昭和五十一年十一月十四日埋峯に登攀し、同夜相楽家を訪れ、はじめて傳世の秘寶文書を閲し、その真なるを確認す、感慨なき能はざるなり。

昭和五十二年七月三日 文学博士 村田正志 印

二、「敵国降伏」宸翰（写真アルバム）

二冊

福岡市箱崎町に鎮座する筥崎宮には、伝醍醐天皇宸翰と伝承する紺紙金泥の色紙型に、「敵国降伏」の四文字を謹写した神宝があり、神殿の奥ふかく納められて、容易にこれを拝観が許されない。ところで八代国治博士の研究によれば、これは蒙古襲来の当時、龜山天皇が宸書し、同宮に下賜されたものだろうとあり、学界は概ねこの学説を肯定している。村田は別掲筥崎宮史料に記されるごとく、昭和十五年の頃から同宮に関係があり、田村現宮司とも別懇の間柄にある。そこで去る昭和五十年七月阿部常三郎氏及び本学国史学専攻学生数名と同行して同宮に赴き、親しく右宸翰原本を詳細再調査の上撮影したのがこの写真であり、恐らくは他にはかような全部のカラー写真が完備するところはないだろうと思う。

三、花園天皇宸記（写真製本）

二六冊

花園天皇は鎌倉時代の末から南北朝時代のはじめにかけての天皇で、学識高く、また禪宗及び和歌の道にもふかい造詣があり、特に能筆のほまれ高く、絵画の技にも達していられた。その自筆日記が数十巻伝存しており、当時の歴史研究の貴重な史料として列聖全集や史料大成にも収められ用いられている。原本は戦前まで伏見宮家に備えられたが戦後宮内庁書陵部に収蔵された。前記のごとく同日記は刊本もあるが、原本による写真によってその面に接するに如くはない。わが国史研究室に備える写真帖は、村田の斡旋により、史料編纂所の厚意で一定の手続のもとに原本から撮影、製本して寄贈されたものである。かような貴重書が完備するところは、全国に恐らく三箇所程度だろうと推測され、当研究室の至宝と称すべきものであろう。

四、海部氏系図（写真製本・アルバム）

各一冊

附同勘注系図

日本三景の一なる京都府天ノ橋立の基点近くに式内社籠ノ神社があり、同社の神職は古来海部氏が掌り、昭和の今日に及んでいる。しかして同海部家には同氏系図一卷が伝存し、秘宝として神殿に奉安せられ、同原本を実見した学者は伝聞したところでもきわめて少なく十数名にすぎず、いわゆる幻の古系図であった。村田は昭和四十九年文化庁文化財審議専門委員を拝命したが、右系図を国家の管理のもとに保存を嚴重にすると共に、これを学界にも

利用が出来るようにすべきだとの意見から、現宮司海部氏を説得し、同五十年三月先ず重要文化財に指定、翌五十一年三月国宝に指定、ついで同年秋約三箇月を要して大修理を完了するに至った。そこで本年五月本学国史学専攻学生の修学旅行で京都に赴いた後、同僚藤木教授及び戸田・佐々両助手を伴い、名にし負う丹波大江山の東麓の險路を経由して籠神社に到り、修理後の右系図の現状を子細に確認調査を果した。同系図は系図の古式にしたがって、楮紙五枚をつぎ合せて堅書きに一行を以て墨書されているが、これは同社祀職を継承した海部氏の正統の者だけを記したきわめて簡素なものである。その成立年代は、平安時代清和天皇貞観十三年六月より陽成天皇元慶元年十二月までの間に相違なく、筆蹟用紙などから見ても、その当時のものと認められ、いわゆる円珍俗系図と双璧をなす古代系図の原本であり、上代史研究上の重要史料である。今度村田の要請により、宮司は特に撮影を許可せられ、その写真を当研究室に備付けることになったのは幸この上なく、今のところ他大学はもとより、全国ほとんど見ることのない写真と思われる。なお附属の勘注系図は本系図の詳細なる注解を書記したもので、その筆蹟より判断するに近世初頭のものに相違なく、またその紙背に存する戦陣戦闘に関する呪術の絵図及び記事は、社会生活における古代信仰の問題を解明すべき一資料として注目すべきものであろう。

五、菊池神社文書（写真製本）

二冊

菊池神社は熊本県菊池市に鎮座。その地はもと菊池氏の城址であり、明治三年武時等勤王菊池氏一族を祭神として創建せられ、同十一年別格官弊社に列せられた。同社文書のほとんど全部は、もと菊池氏に関係ふかく、麓にも遺存する正観寺に伝えたものであるが、当社創建後ここに移されて社宝となり、現在重要文化財に指定されている。

る。これらの文書は同県広福寺文書と共に、菊池氏関係の重要史料であるが、就中当社文書中の一通たる延元三年七月廿五日菊池武重血判誓書は、弘和四年七月四日菊池武朝申状と共に、当社創建の当初御神体に擬せられた重要文書であり、その記事内容の意義及び血判文書としての古文書学上の価値は特に重視されており、明治維新の際における五箇条御誓文の思想的源泉をなしたものと認められるものである。なお本文書については別項複製本を参照せられたい。同社文書四巻のすべて及び別項同社所蔵にかかる蒙古襲来絵詞模本、菊池氏系図等いずれも昭和五十一年の採訪撮影にかかるものである。

六、蒙古襲来絵詞（福田太華模写）（写真アルバム）

一冊

鎌倉時代文永十一年及び弘安四年の二度、蒙古の大軍が北九州に襲来した、いわゆる元寇の事件は、わが日本の一大国難として歴史上著名なることは周知の通りである。その史料として蒙古襲来絵詞があり、同原本二巻は明治以降御物となり重視されている。ところでこの絵巻は江戸時代以来多くの人々に度々書写され、その模本が今日に伝存するものも多いのであるが、ここにあげる菊池神社所蔵にかかる模本は、肥後の画家福田太華の手に成るもので、数ある模本中最も忠実にして優秀なるものであり、原本がいまだ今日の二巻の形態に編成されぬ以前に模写されたかと考えられ、今日原本には存しない詞書断簡数篇があり、またこの絵巻の原型にしたがつて三巻に仕立てられているのも意義あるところである。別に元田永孚自筆の由来記一巻が添えられ、都合四巻一箱を成している。これはもと田尻本などと、称せられて田尻家に伝来したが、戦後故あつて熊本市の一書肆の有となり、それを菊池神社千種宮司の熱烈真摯なる配慮によって当社の蔵に帰したのである。村田は昭和四十四年に「蒙古襲来絵詞の再検

「討」なる論文を発表したが、当時右模本はまだ同神社に納入されぬ以前であり、人を介して苦心奔走したが、遂に披見が果されず右論文の不備を今に残念に思っている。昭和五十年前頃のごとく一行と共に同社に至り、古文書と共にこれを撮影したのであるが、この写真は阿部氏が特別にカラーで撮影したものであり、専門技師を超越する出来栄で、村田の激賞を得た傑作である。

七、鹿王院文書（写真製本）

九冊

鹿王院は京都嵯峨にある臨済宗禅宗寺院にして、開山は知覚普明国師春屋妙葩である。妙葩は南北朝時代における最高の禅僧たる夢窓疎石の甥で、しかも疎石門弟中最大の弟子でもある。同寺文書の一部は、はやく旧国宝に指定されていたが、戦後多数の古文書の存在が新しく確認された。そこで村田は昭和三十九年当時に職中の東京大学史料編纂所の公務で、右の同寺新旧文書のすべてを調査撮影して、これを同所に納入架蔵するに至った。その後村田は本学教授に就任し、古文書を講ずることになったが、本学には古文書の原本はもとより、写真や図録の類も皆無であり、研究及び教育に少なからぬ支障を感じ、同寺住持吹田独秀和尚に事情を具して懇望し、正規の手續を以て史料編纂所のフィルムにより焼付を行い、写真を当研究室に備付けるに至った次第である。同寺文書は南北朝の天皇上皇等の宸翰をはじめ、南北朝から室町時代に至る重要文書が多く、禅宗寺院文書の代表的優品と称すべきである。

八、長楽寺文書（写真製本）

二冊

長楽寺は群馬県世良田にあり、天台・禅兼宗の寺院にして、新田氏に關連があり、同寺文書は同氏の史実研究に重要な史料として重要文化財に指定されている。前記鹿王院文書と同じく村田がかつて史料編纂所の公務として長楽寺全文書を調査撮影しており、これ亦所定の手続を以て、その焼付写真をわが国史研究室に備付けることを得た。なお本文書については、昭和五十一年三月本学国史学専攻卒業生池田・佐藤両君が一箇年余を要して読解して、釈文二冊を作成し、研究室の備品に恵与されている。

九、阿弥陀寺文書（写真製本）

一冊

阿弥陀寺は山口県防府市にあり、華嚴宗に属する。平安の末、源平争乱の余波を受け、奈良東大寺は平重衡のために焼打ちさせられたが、乱おさまるの後、後白河法皇の勅願により再建された。再建にあたり、大勸進俊乗坊重源に造東大寺料国として周防・備前二国を下賜された。この一件は知行国制度に一時期を劃する重要なもので、これにより重源は周防に下向し、その事務所として当阿弥陀寺を建立し、同国内における材木の徴達につとめた。東大寺再建成るの後、周防は収公されたが、寛喜に至り、強訴によって同国は再度東大寺領となり、これが固定化し、以後同国領の地域は減少しつつも、実に明治のはじめ廃藩置県の際に至るまで、東大寺領周防の事実が存続した。今日においても国衙領方八丁の地域の範囲を見定めることが可能である。かような次第で、阿弥陀寺には木造

重源坐像一軀、鉄製多宝塔一基、東大寺の印刻ある鉄印一顆、正治二年十一月の年記ある阿弥陀寺田畠注文并免除一卷などがあり、いずれも重要文化財に指定されている。その他にも成巻文書四巻があり、約百通に達する。去る昭和五十年五月本学国史学専攻学生の修学旅行で当寺を訪れ見学の際、寺僧と交渉して同年七月、村田・阿部の兩名及び有志学生数名が再度同等に到り、前記宝物古文書類すべてを撮影して帰り、研究資料としてその焼付写真を研究室に備付けた。

一〇、結城神社文書（写真製本・アルバム）

各一冊

結城神社は三重県津市にあり、明治のはじめ勤王武士結城宗広を祭神として創建せられ、同十五年別格官弊社に列せられた。したがって元来同社には古文書があつたわけではないが、結城氏の後裔及び同氏関係の有志から度々古文書が寄進せられ、今日の結城神社文書を構成するに至つた。それには重要な原本もかなり多く、南北朝時代のはじめから室町時代また近世に及び別掲の相楽家蔵結城文書、結城錦一氏家蔵結城文書、保坂潤治氏旧蔵結城文書と共に重視される。また当社には別に結城文書写一冊があり、これはいわゆる有造館本結城書写と類を同じくする写本文書ではあるが、特に良本であり、結城文書中原本の所在の不明なものが多い今日においては、それが研究資料として重要な価値が認められる。昨昭和五十一年七月、村田・阿部・佐々・金井の四名は同社に赴き、その所蔵にかかる文書の原本写本のすべてを撮影して帰り、目下その写真は整理中である。

古和と称する部落は三重県（志摩）南牟婁郡南島町にある漁港であり、紀伊長島のはるか東方に位する。ここに甘露寺なる禅宗寺院があり、同寺に古和浦共有文書十余通を管理している。その内南北朝文書四通あり、北畠氏関係文書として重視される。これらの文書は、はやく南狩遺文に採録されていたのであるが、故大西源一博士によってその原本たる本文書が発見せられ、一躍有名になった。ところで右文書の内、正平廿四年十月三日及び建徳二年六月廿一日御教書を大西・八代両博士は、これを北畠顕信と解したが、他に多く存する顕信の花押と異っており、これを顕信とするのは誤解で、顕能と認むべきである。次に文中二年九月八日御教書案は、同じく顕信とするは誤りで顕泰とすべきであろう。次に元中九年十一月一日顕泰御教書があり、文中に任元弘以来之勅裁并両御代国宣とある両御代は顕能・顕信にあらずして、顕信・顕能と解すべきであろうと思う。なお本文書に元中九年十一月とあるが、南北両朝の合一は同年閏十月に成立しており、成立以後も南朝に忠勤する北畠氏は、南朝年号たる元中を依然用いた証とすべきである。古和は伊勢市からも鳥羽からも、また柏沢を経て国道四二号線に出で紀伊長島に至るも、いずれも険阻なる峠を通過せざるを得ず、容易な地ではない。昭和五十一年夏三重・和歌山両県下の古文書調査にあたり、我々一行はかような僻地に至り、古文書撮影の念願を果し得た。

色川郷は和歌山県西牟婁郡勝浦町に属するが、その地域は熊野那智大社の背後の山奥を、はるかに遠くはいった稀に見る秘境である。同地の土豪色川氏は、伝承によると、平維盛が補陀落渡海の目的で熊野灘に入水したと偽って、実はこの山奥に落ちのびてひそみかくれ、その裔孫が発展して広大なる当地域を領有支配するに至ったとい

い、氏を清水また色川とも称した。南北朝時代のはじめ同氏に維氏なる者があり、後醍醐天皇に忠勤し、その子孫は志をついでながく南朝に忠節をつくした。ところが明治に至り、同氏は退転の悲運に陥り、子孫は断絶するに至った。口色川部落の大田川の源流に臨む山裾に同氏の居館遺跡があり、今は全く廢墟と化し、わずかに残存する石囲いと夏草の茂るがままになっている。同氏文書は幸にして色川郷共有文書となり、現今口色川から更に奥なる大野部落に在住の水口清氏の手許に保管されている。さてその古文書は現在二巻八通より成り、すべて南朝及びいわゆる後南朝文書であり、色川氏及び色川郷の研究に必須の重要文書である。そのはじめに延元元年と推定される後醍醐天皇綸旨が二通あり、共に宿紙に書かれ、確実なるものである。次に乙亥八月六日忠義王奉書一通があり、別項熊野那智大社に伝存する乙亥七月十八日忠義王願文と対応するものであり、共に康正元年と考えられる。本文書の内容は、南朝の再興を宣言し、これを色川郷民に伝え、参加をよびかけたもので、様式上きわめて異例ではあるが、忠義王が御兄自天王の命令を奉じた綸旨のかたちをなすものかと考えられる。しかしながらこれら二通の後南朝文書が、その筆蹟や形式から見て、古文書学上確実なるものと判定して可なりや否や、甚だ難問題であり、なお今後の考究が必要であろうと思う。昭和五十一年八月村田は阿部・佐々・金井の諸君と共に、那智大社菅居権宮司の案内によって当地を訪れ、本文書を詳細に調査の上撮影を行い、多年の念願を達成するを得た。

一一、熊野速玉大社文書（写真製本・アルバム）

各一冊

当社は和歌山県新宮市に鎮座する熊野三山中の一社である。三山中熊野本宮大社はもと熊野川の中洲にあり、同川の氾濫のために所伝の宝物古文書類をほとんど流失し、明治の被害の後、その地を去って現在の地点に移転した

のである。そこで社殿の最も壯觀にして、宝物古文書を多く伝持するのは速玉大社であるが、同社も明治維新における神仏分離、廃仏棄釈によってその多くを失い、現存するものは思つたよりもはるかに少ない。先年村田は滝川政次郎・佐藤虎雄両博士と協力して熊野速玉大社古文書古記録の一書を編み、その古文書篇は村田が担当した。鎌倉、南北朝時代から幕末に及ぶ重要文書があり、また嘉永六年以来文久三年に至る孝明天皇の攘夷祈禱文書が完備しているのは注目すべきである。昭和五十一年我々の古文書調査旅行に当社に赴いて撮影したのは、その中主要なものに限定したのであり、村田の手許には全文書のフィルムが完備している。

一三、熊野那智大社文書（写真製本）

一冊

当社は和歌山県勝浦町の北方山上にあり、その滝は天下の名所となっているが、元来はこれが信仰の対象であり、いわゆる熊野曼陀羅と称せられる絵図は、この滝が中心に描かれていることよつて明らかである。ところで当社古文書は本来当社に伝来したものと、潮崎・米良等当社に関係ふかい旧御師の家々に伝来し、近年に至つて社蔵に帰したものとから成り、総称して今日ではかように称する。したがつてその数はきわめて莫大であり、本年一括して重要文化財に指定され、また熊野那智大社文書として刊本五冊に出版された。本文書は当社の由緒を物語るもの、またほとんど全国各地にひろく及ぶ熊野信仰の形態組織を知るべき重要史料ではあるが、平安末から鎌倉時代に至る古いものには原本ではなく写と考えられるもの、後世になつて作成されたかと考えられるものなどもあり、刊本にはその鑑定の結果が必ずしも明らかでなく、遺憾といわざるを得ぬ。後南朝の忠義王願文があり、世に著聞するが、これが果してそのまま容認し得るものかどうか。別項色川郷文書における忠義王文書と照合して考う

べきであり、難問題であろうと思う。昭和五十一年我々が当社に赴いて撮影してきたものは全文書ではなく、南北朝、室町時代の一部にすぎず、全文書をもれなく撮影しようとするは少なくとも一週間余を要するのではないかと思う。

一四、生島足島神社文書・附録（写真製本・アルバム）

各一冊

生島足島神社は長野県上田市郊外下之郷にあり、同社には永祿十年八月七・八日起請文が八〇余通伝存する。その記事内容は当時激戦中の甲斐の武田信玄と越後の上杉謙信との間にあって、自分らは決して武田を裏切り上杉に応じないとの旨の誓約を牛王宝印に認めたものであり、その署名人は概ね当地方における中下級武士らしく、中には苗字のない名だけの庶民と考えられる者もかなりあり、しかして全文書の約半数には血判が認められ、戦国当時における社会の実情を目のあたり見るの感を覚える。またこの地域は山を隔てて越後に近接しており、本文書の存在により、同地方まで武田の勢力が進出していた事実を確認し得る次第である。牛王宝印は中世の社寺から発行された神符で誓約に用いられ、熊野・石清水・彦山・月山・出雲大社等から出されており、様式が各多少相違している。本文書に用いられているのは熊野社発行のものと同認められる。この文書写真は昨昭和五十一年度国史学専攻学生修学旅行の際、現地において見学したが、翌日村田・阿部・佐々・大門らが残留し、全部をカラー写真に撮影して帰り、一部不備のものを後日更に再撮影の上、国史学研究室に備付けた次第である。

一五、若狭彦神社文書（写真製本・アルバム）

各一冊

福井県小浜市遠敷に鎮座する若狭彦・若狭姫の両社は一体を成し、当国における古来の名社であり、近傍には若狭国分寺址が存する。現在は交通上の関係もあって甚しく衰微しているが、往古は神威高く世人の崇敬をあつめたことは歴史に明らかである。当社には若狭国鎮守神人絵系図一卷、詔戸次第第一巻の古文獻が伝存し、共に重要文化財の指定をうけているが、絵系図は先年故あって国有となり、当社には今は忠実なる影写本を保存する。これは当社神主牟久氏の歴代を画像によって記した特殊な系図として著聞するものであるが、そのはじめは鎌倉時代とすべく、以下数度にわたって書継がれたと認むべきである。詔戸次第は卷末に乾元二年卯月廿一日とあり、当社における祝詞を集成したもので、神祇文獻として重要である。別に当社の由緒縁起を記した一卷があり、これ亦注目すべき文獻である。本年五月本学国史学専攻学生の修学旅行の序を以て村田は佐々、戸田両君と共に当社に赴き、旧知の高木宮司の厚意によって右三巻を撮影するを得た。

一六、龍徳寺文書・国枝家文書（写真製本）

一冊

当寺は岐阜県揖斐郡揖斐川町本郷にあり、臨濟宗に属する古寺にして、美濃豪族国枝氏の菩提寺。当寺には約三〇〇通に及ぶ古文書があり、南北朝より室町初期に至る讓状、売券等の土地に関するものが大部分を占め、国枝氏の史実研究にも重要な資料となるであろう。史料編纂所には早く影写本が作成されているが、昨昭和五十一年

国枝治平氏らによって全文書の撮影が完了して国史学研究室に備付けられることになった。

一七、衣奈八幡宮縁起絵巻（アルバム）

一冊

衣奈八幡神社は和歌山県日高郡由良町衣奈にあり、昭和十九年一月村田は同社に赴いて衣奈八幡宮縁起絵巻二巻を発見した。これは同宮の由緒を記したものであり、その絵の筆者はわからないが、詞書は南朝遺臣花山院長親（耕雲）の自筆である。全般に朽損が甚しく、最も重要な奥書も切断されて今は存在しない。しかしながら江戸時代中頃に書写された写本があり、それには長親のながい奥書があり、末尾に于時応永九年龍集壬午季夏、耕雲野納明魏拜書とある。本絵巻についての紹介論文は拙著南北朝史論に収録しており、全巻の白黒写真も手許に保存しているが、昭和五十一年八月同行諸君を共に再度当社に至り、上山宮司父子の篤志によってこれをカラーフィルムに撮影するを得た。

一八、花押集覧（写真製本）

七冊

国史学の研究殊に中世史の研究に花押の参考書に必須なるは言を俟たぬ。村田は昭和二十一年はじめて母校国学院大学で古文書学を講ずることとなり、花押集の必要を痛感し、文部省の助成金を得、史料編纂所の影写本によってこれを蒐集編纂し花押集覧と題した。昭和四十年国士館大学教授に任じ、ここでまた古文書学を講じて今日に及んだが、自分の手許に存する右の花押集覧のフィルムにより焼付写真を作成し、研究及び教育に便することにした

のがこの書である。花集の分類は人により種々に行われているが、これは私見により、草名、皇家、公家、武家、社家、仏家、雑などに分け、史上知名人の伝存する花押は一応本書に集っていると思う。勿論補入すべきものが多いことは常々感じてはいるが、中々容易なことではない。

一九、印章集覧（写真製本）

一冊

本書は花押集覧の姉妹篇であり、奈良朝以来の官印その他なお、平安鎌倉、室町の各時代の諸印及び近世武將の家印・私印などを集成している。原本に基いてすべて原色を以て忠実に影写しているが、この写真は費用の関係で白黒になっているのが遺憾である。花押に比してこの印章の方は数量が少ないのは専門技師の手による作成費が高価なために、印章として最も基本的なものに限定せざるを得なかつた為である。

（以下略）